

健 福 第 5 8 8 号

令 和 7 年 7 月 1 日

各 関 係 団 体 の 長 様

千葉県健康福祉部長

(公印省略)

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく個人防護具の備蓄に
関する医療機関への周知について（依頼）

本県の健康福祉行政につきましては、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年6月19日付け事務連絡で厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報
企画課から別添写しのとおり依頼がありました。

また、本県においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」
という。）が全面改定されたことを踏まえ、令和7年3月に千葉県新型インフルエンザ等
対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を改定したところであり、協定締結医療機関
は個人防護具を計画的に備蓄するとした上で、県は協定を締結していない医療機関等
に対しても必要な感染症対策物資等の備蓄や配置に努めるよう要請することとしています。

つきましては、下記の内容について貴会会員への周知をお願いするとともに、今後も
本県における新型インフルエンザ等対策について、御理解御協力を賜りますようお願い
申し上げます。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症が発生した際に、感染症対策物資等の輸入量の大幅減少や
輸入途絶等により、国内の供給不足が起こったことを踏まえ、感染症対策物資等
に関しては、政府行動計画及び県行動計画等に基づき、国や県のみならず、医療機関に
おいても備蓄・配置を行うこととなっています。

- 2 政府行動計画及び県行動計画には、「協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき个人防护具を計画的に備蓄する。」という記載がある
とおり、協定締結医療機関においては、有事の際に備えて个人防护具の備蓄を進めて
いただいています。
- 3 協定を締結していない医療機関におかれても、医療提供継続のために个人防护具は
必需品であることから、新たな感染症が発生した場合に備えて、各医療機関で必要と
なり得る量（当該医療機関における通常使用量の2か月分を推奨）の个人防护具の備蓄
に努めていただくようお願いします。

【担当】

健康福祉政策課健康危機対策室 米 山

TEL : 043-223-2674 FAX : 043-222-9023

E-mail : kenkoukiki@mz.pref.chiba.lg.jp

【写】

事務連絡
令和7年6月19日

各 〔 都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく個人防護具の備蓄に関する
協定締結医療機関以外の医療機関への周知について（依頼）

平素より、厚生労働行政に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度に、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が全面改定されました。

政府行動計画には、「協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。」という記載があるとおり、協定締結医療機関においては、有事の際に備えて個人防護具（医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋をいう。以下同じ。）の備蓄を進めていただいています。

また、協定を締結していない医療機関におかれても、医療提供継続のために個人防護具は必需品であることから、新たな感染症が発生した場合に備えて、個人防護具の備蓄に努めていただくことは重要です。

そのため、政府行動計画の「物資」の章において、「国及び都道府県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。」と記載されています。

当該記載の趣旨を踏まえ、各都道府県におかれては、協定締結医療機関以外の医療機関に対しても、個人防護具の備蓄に努めていただくよう、下記の内容について貴管内医療機関への周知方お願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症が発生した際に、感染症対策物資等の輸入量の大幅減少や輸入途絶等により、国内の供給不足が起こったことを踏まえ、感染症対策物資等に関しては、政府行動計画及びガイドラインに基づき、国・都道府県のみならず、医療機関においても備蓄・配置を行うこととなっています。
- 2 政府行動計画には、「協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき个人防护具を計画的に備蓄する。」という記載があるとおり、協定締結医療機関においては、有事の際に備えて个人防护具の備蓄を進めていただいています。
- 3 協定を締結していない医療機関におかれても、医療提供継続のために个人防护具は必需品であることから、新たな感染症が発生した場合に備えて、各医療機関で必要となり得る量（当該医療機関における通常使用量の2か月分を推奨）の个人防护具の備蓄に努めていただくようお願いします。